

記入例

記入不要

令和 7年00月00日

徳島市長 殿

申請者 郵便番号 〒 770-8571

住所 徳島市幸町2丁目5番地

フリガナ トシマ タロウ

氏名 徳島 太郎

生年月日 明治・大正 〇〇年〇〇月〇〇日
昭和 平成

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

申請者本人が、自署してください。押印は不要

日中、連絡のとれる電話番号を記入

補助金交付事前申込書

徳島市住宅リフォーム支援事業補助金の交付を受けたいので、徳島市住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、次のとおり事前申し込みをします。

なお、裏面（別紙）に記載の当該補助金の交付に関する事項について、そのすべてを確認し、承諾します。

補助対象住宅	所在地	徳島市幸町2丁目5番	住宅が建っている土地の地番を記入
	共有者氏名	無(有)(1名) 氏名 〇〇 〇〇	建物が共有名義の場合は、共有者「有」とし、申請者以外の所有者の人数と氏名を記入
	用途	<input checked="" type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅	
該当する住宅をチェックする	築年	明治・大正・昭和・平成・令和 〇〇 年	
施工業者 (見積業者) ※2つの業者に見積依頼する際はどちらか一方のみをご記入ください。	法人個人の別・名称	(法人)個人 名称 株式会社 〇〇〇〇	
	本店の所在地 (法人) 住所 (個人)	徳島市〇〇町〇丁目〇〇番地	工事について問い合わせができる者の携帯電話など、日中連絡の取れる番号を記入
	代表者又は担当者氏名	〇〇 〇〇	
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
工事内容 ※補助対象経費の欄は、工事総額に補助対象外経費が含まれている場合はこれを除いた額を、含まれていない場合は工事総額と同額を記入してください。	申込み区分 (いずれかに〇) ※詳		区分A~Cで該当するものを選び〇を記入
	〇	A 一般住宅リフォーム	
		B 居住促進区域の中古住宅を購入してリフォームする場合	
		C 中心市街地の区域で中古住宅を購入してリ	
	工事概要	②、⑤	裏面の「補助対象工事」欄①~⑦のうち該当する工事の番号を記入
工事総額		1,462,900円	施工業者の見積りに基づき消費税及び地方消費税額を除いた金額を記入。補助対象経費=工事総額-(補助対象外経費+他の補助金対象経費)
補助対象経費 (50万円以上 <input checked="" type="checkbox"/>)		1,462,900円	
補助金交付申請額	120,000 円		裏面の「補助金額算出表」に基づき、補助金交付申請額を計算して記入する。千円未満の金額は切り捨て。
工事期間	着工予定日：令和 7年 〇〇月 〇〇日		現段階での工事期間の見込みを記入
	完了予定日：令和 〇年 〇〇月 〇〇日		
	※補助金の交付決定より前に工事に着手しないでください。 ※令和8年3月2日までに実績報告を行う必要があります。		

確認及び誓約事項

事前申込みにあたり、確認及び誓約していただく事項です。各項目をチェックし、署名してください。

次の項目を確認し、でチェックしてください

- 私は申請日において市町村税を滞納していません。
- 私は令和2年度以降に徳島市住宅リフォーム支援事業による補助金の交付を受けていません。
- 私は令和2年度以降に新生活様式対応住宅リフォーム支援事業による補助金の交付を受けていません。
- 私は徳島市住宅リフォーム支援事業補助金の交付条件等を理解した上で申請し、記載事項は事実と相違ありません。
- 補助金の交付決定より前に工事に着手しません。
- 工事完了後、代金を支払い、令和8年3月2日までに実績報告書を提出します。
- 補助金の申請に偽りその他不正行為等があり、補助金の交付決定を取り消されたときは補助金を返還します。
- 上記の内容について関係部署・関係機関へ照会を行い、市が調査することに同意します。
- 申請者及び申請を代理する者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

私は、以上の項目のすべてを確認し、了解した証（あかし）に署名します

本人が、署名してください。

申込者の署名（自筆）徳島 太郎

該当する工事の口欄にチェックを入れる

補助対象工事（該当するか不明な場合は住宅課にご連絡ください）

- ①天井・床の張替え工事、間取り変更工事など住宅の修繕、補修、模様替え、増築（10㎡以内）等の工事
- ②外壁塗装工事、屋根のふき替え工事など住宅の耐久性を高める工事
- ③バリアフリー工事、防火・耐火工事など住宅の安全上又は防災上必要な工事
- ④システムキッチン工事、床暖房工事など住宅の居住性を良好にするための工事
- ⑤ユニットバス・洗面台等の取替え工事、トイレの改修工事など住宅の衛生上必要な工事
- ⑥門扉・門柱、塀等の設置工事など住宅と一体となって住環境を向上させるための外構工事（造園工事及びそれに類する工事は除く。）
- ⑦建物と一体となる家具・建具工事などその他の工事

補助金額算出表

申込み区分	種別	補助金額算出方法
A	一般住宅リフォーム工事	補助対象経費×12%（上限12万円）
B	居住促進区域の中古住宅を購入してリフォームする場合	補助対象経費×20%（上限20万円）
C	中心市街地の区域で中古住宅を購入してリフォームする場合	補助対象経費×30%（上限30万円）